

高圧ガス取扱ガイドブック(特殊高圧ガス編)(改訂版)
法改正に対応した修正箇所の新旧対照表

本出版物は、「高圧ガス取扱ガイドブック(特殊高圧ガス編)(改訂版)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

《 一般基礎知識編 》

章・節・項	頁・行	新	旧
I. 高圧ガスの一般的性質 6.1 毒性ガスの定義	p. 24 13 行目	「およびその他のガスであって、 <u>毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物を毒性ガス</u> という。」	「およびその他のガスであって <u>じょ限量が 200 ppm 以下のものを毒性ガス</u> という。」
6.3.1 ACGIH* ³ の TLV* ⁴	p. 25 10 行目	(削除)	「 <u>前記のように、法令では「じょ限量」という表現を使っているが、実質的にはこの濃度が用いられている。</u> 」
V. 保安のための設備	p. 79 4 行目	「ガス漏えい検知警報設備（以下「 <u>検知警報設備</u> 」という。）は、 <u>特定高圧ガスの消費設備からの漏えいを早期に発見し、</u> 」	「ガス漏えい検知警報設備（以下「 <u>検知警報設備</u> 」という）は、 <u>可燃性ガス、毒性ガスおよび酸素の消費設備からの漏えいを早期に発見し、</u> 」

《 特殊高圧ガス編 》

章・節・項	頁・行	新	旧
2.1.2 特定高圧ガスの消費の基準	p. 24 2~4 行目	「特殊高圧ガスの消費設備は、その内部を不活性ガス（ <u>特定不活性ガス*を除く。</u> ）により置換（パージ）できる構造またはその内部を真空にすることができる構造とする。また、パージ対象が、例えばモノシランと亜酸化窒素を反応させる設備である場合には、不活性ガスを供給する配管をモノシランと亜酸化窒素で別系統にしなければならない。」	「特殊高圧ガスの消費設備は、その内部を不活性ガスにより置換（パージ）できる構造とし、また、パージ対象が、例えばモノシランの設備と亜酸化窒素の設備であった場合には、CE など不活性ガスの供給源や配管を別系統にしなければならない。」
	p. 24 11 行目	「終了時などに必ずその内部を不活性ガス（ <u>特定不活性ガスを除く。</u> ）で置換しておく必要がある。」	「終了時などに必ずその内部を不活性ガスで置換しておく必要がある。」

章・節・項	頁・行	新	旧
2.1.2 特定高圧ガスの消費の基準	p. 24 12行目	「 <u>ここでいう不活性ガスとは窒素、周期律表 0 族（ヘリウム、ネオンなど）の元素、フルオロカーボン（可燃性ガス、特定不活性ガスを除く。）などをいい、空気は反応するおそれがあるため含まれない。</u> 」	「 <u>本号でいう不活性ガスとは窒素またはヘリウムなど周期律表 0 族の元素をいい、フルオロカーボン（ハロン）、空気は反応するおそれがあるため含まれない。</u> 」
	p. 24 19行目	「 <u>置換の方法としては、不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）により追い出す方法と真空引きにより引く方法のいずれか</u> 」	「置換の方法としては、不活性ガスにより追い出す方法と真空引きにより引く方法のいずれか」
	p. 24 脚注	「* <u>特定不活性ガス：不活性ガスのうち、次に掲げるもの</u> フルオロオレフィン 1234yf、フルオロオレフィン 1234ze、フルオロカーボン 32」	(新設)
	p. 25 15行目	「 <u>排出されるガス（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）によるパージまたは真空引きによるパージ）についても</u> 」	「排出されるガス（不活性ガスによるパージまたは真空引きによるパージ）についても」
	p. 27 3～4行目	「また、特殊高圧ガスは、いずれも毒性を有するため、警報設定の濃度は当該ガスの <u>許容濃度</u> の値としている。ただし、ジシランについては、ACGIHで <u>許容濃度</u> の値が定められていないため、モノシランと同様に扱っている。 特殊高圧ガスの <u>許容濃度</u> は、いずれも極く低濃度であることから、」	「また、特殊高圧ガスは、いずれも毒性を有するため、警報設定の濃度は当該ガスの <u>じょ限量</u> の値としている。ただし、ジシランについては、ACGIHで <u>じょ限量</u> の値が定められていないため、 <u>当分の間はモノシランと同様に扱うこととする。</u> 特殊高圧ガスの <u>じょ限量</u> は、いずれも極く低濃度であることから、」
	p. 29 6～7行目	「 <u>容器を設備に取り付けた後と容器を設備から取り外す前には設備内の必要な箇所を不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）により置換（パージ）しなければならないが</u> 」	「 <u>容器を設備に取り付けた後と容器を設備から取り外す前には設備内の必要な箇所を不活性ガスにより置換（パージ）しなければならないが</u> 」

章・節・項	頁・行	新	旧
2.1.2 特定高圧ガスの消費の基準	p. 29 25 行目	「当該設備内のガス濃度が <u>許容濃度</u> 以下になっていることを確認すること。」	「当該設備内のガス濃度が <u>じょ限量</u> 以下になっていることを確認すること。」
	p. 79 第 17 号 不活性 ガスで 置換で きる配 管	「不活性ガス <u>(特定不活性ガスを除く。)</u> で置換できる配管」	「不活性ガスで置換できる配管」
別紙	p. 79 第 5 号 消費設 備の修 理また は清掃	「(3) 空気により再置換し、ガス濃度が <u>許容濃度</u> 以下であることを確認する。」	「(3) 空気により再置換し、ガス濃度が <u>じょ限量</u> 以下であることを確認する。」